

一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2017 年 5 月 16 日

質問者 5 朝 木 直 子

東村山市議会議長殿

1 当市で発生したパワーハラスメントについて

昨年 9 月議会より、草の根市民クラブの矢野穂積議員が追及してきた問題であるが、矢野議員が交通事故（横断歩道を青信号で横断中に右折車が接触）により負傷し、現在入院中であるので、継続して、私が以下伺う。

1. ハラスメント苦情処理委員会が、本年 4 月 10 日に報告書を出したが、その内容について、以下伺う。

(1) パワハラを行ったと申立てがされた二人の部長について、

① 当時の経営政策部次長が行ったと認定されたパワハラについてはどのような内容であったか、伺う。また処分の内容と量定基準について伺う。

② 当時の経営政策部長が行ったと認定されたパワハラについてはどのような内容であったか、伺う。また処分の内容と量定基準について伺う。

2. 本件パワハラが「綱紀粛正推進本部」の構成員によって引き起こされたが以下伺う。

(1) 当市では 2 度目の横領事件が発生したことにより、2012 年に「綱紀粛正推進本部」が設置され、「綱紀粛正に向けた職員の意識の向上を図る取組み」として、全生園の施設で人権啓発研修などを実施している。この部長二人はこの綱紀粛正推進本部の構成員ではないのか。この点を市長はどのように捉えるか。

(2) 過去にハンセン氏病患者に対する人権蹂躪が行われた全生園に石碑を建て、「人権の森宣言」を行い二度と人権侵害を許さないための啓発活動を行っている当市で起きた人権侵害事件として、今後再発防止にどのように取り組むか。関係職員 2 人の処分で幕引きするつもりか。

3. 本件パワハラ of 被害者は精神疾患を発症し休職したことにより、給与の減額など経済的なダメージも受けている。この点、当市として、どのように救済するのか、また被害者に対する謝罪はどのように行うのか伺う。

以上について、総括的に伺う。

2 多摩湖寿会で発生した元公明党市議による横領事件について

1. 老人クラブの再調査（監査）は適正に行われていないのは明らかである。
以下について、答弁を求める。

(1) 帳簿に記載されている会内サークル活動費の二重計上について

これまでの答弁

「二重に計上されている項目の額を中心に聴取いたしました。ヒアリングの過程で旧会計担当者は、市に実績報告を提出する期日が迫る中、各サークルから領収書が提出されてこず、やむなく他の領収書を使用してしまったと話し、補助対象経費に二重に計上されている項目があることを認めております。また、経費については私的に用いたことはなく、会の活動において必要な経費であったとも述べておりました」及び3月議会の答弁は、

- ① やむなく使ったという「他の領収書」とは具体的に何の領収書か。3月議会の答弁は意味不明であるので、再度伺う。
- ② また、上記答弁は何年度会計の調査についてのヒアリングなのか伺う。
- ③ ヒアリングにおける元会計の説明の矛盾について、所管は元会計に対してどのような対応をしたのか伺う。
- ④ 結果として、実際には支出のない領収書を添付したことは明らかな事実であり、この不正行為によって発生した余剰金を元会計は着服していた。この事実について、所管は元会計に質したか。多摩湖寿会に補助金の返還を求めるだけで市民への説明はつくか。

(2) レシートと領収書の二重計上について、3月議会の答弁について以下伺う。

- ① 「文房具セット」や「幟旗」などの個々の経費については調査していないという答弁であったが、なぜか。個々の経費を調査していないのに、なぜ多摩湖寿会への返還金が確定できたのか、伺う。
- ② 多摩湖寿会の現役員から所管に提出されている資料には、この「文房具セット」が全くの虚偽であり飲食費であったこと、「幟旗」は前年度と同じ領収書を不正に使っていたこと、また市内商店での買い物については、同一の支出でレシートと領収書がそれぞれ別の経費に計上されている証拠などが記載されている。
この資料が提出されているのに、なぜ、元会計が着服した証拠となる部分について、元会計に質さなかったか。どこからか圧力でもあったのか。
- ③ 元会計の説明は「嘘」であることが明らかであることを所管は知りながら、なぜこれを放置するか。

- ④ 市長はこのような事情を知りながら、なぜ所管に適正なる調査をするよう指示しなかったのか、むしろ逆向きの指示をしたのではないかという疑惑を持たざるを得ない。答弁されたい。

2. 多摩湖寿会への補助金返還手続の進捗状況について。

- (1) 元会計の不正会計により、多摩湖寿会は公金である補助金の返還を求められることとなったが、H24年度からH27年度については、監査により「適正」との判断がなされている。

今回、多摩湖寿会からの申告により、不正会計が発覚している。このことから、補助金の返還については、多摩湖寿会に誠実かつ丁寧な説明を行い、理解を求めることが必要だと思うが、この点どのように段取りしているのか伺う。

3. 本件不正会計が4年間も行われたことについて、3月議会では職員の処分については検討の段階であるとの答弁であったが、社協を含めた職員の処分はどのようなになったか。

4. 本件横領について、今後の当市の対応を伺う。

- (1) 市長は犯罪であるとは断定できないと繰り返し答弁し、刑事告発もしないとしているが、今後、民事裁判および刑事告訴による捜査で、横領あるいは詐欺などの容疑が出てきた場合、どのような対応をするつもりか伺う。

- (2) また、司法判断により元会計による犯罪が確定した場合、補助金の返還はどのように行うのか伺う。

- (3) 昨年、淡路市では、県からの助成金のうち、9万円を自分の飲食費に流用したとして、「町づくり協議会」の事務局員が逮捕されている。

多摩湖寿会の不正会計のうち、二重計上や架空計上など、つまり実際には支出されていない経費の計上は補助対象経費（公金分）だけでいくらか。また、補助対象外経費にも多くの不正計上があるが、この点については把握しているか。

以上につき、総括的に伺う。